

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

守山市立図書館内カフェ運営事業者の公募について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成29年6月5日

守山市長 宮本 和宏

1 募集する事業者

下記2のカフェを営業することができる法人その他の団体または個人 1者

2 概要

- (1)事業名 守山市立図書館内カフェ運営
- (2)事業内容 カフェの運営（飲料、軽食等の提供）および関連物販の販売
- (3)実施場所 守山市守山五丁目3番17号 守山市立図書館内カフェエリア部分
- (4)営業期間 図書館開館日（平成30年7月予定）から5年（1年更新）
- (5)営業日 図書館開館日

ただし、図書館休館日であっても市民活動ゾーンの開館日においては営業可とする。

- (6)営業時間 午前9時30分から午後7時まで

ただし、営業時間の延長については、市民活動ゾーンの開館時間内において自由に設定できる。

- (7)面積 78.8㎡（倉庫、洗面所、トイレを含む）
- (8)使用料 月額50,000円以上で、事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。（光熱水費については別途徴収）
- (9)熱源 電気
- (10)付帯設備 カウンター、流し（簡易なもの）

詳細は「守山市立図書館内カフェ運営に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 応募者の資格要件

「守山市立図書館内カフェ運営事業者公募型プロポーザル募集要項ならびに実施要項」（以下「実施要項」という。）のとおり

4 募集期間

- (1)募集期間 平成29年6月5日（月）から7月3日（月）午後5時まで
- (2)応募手続等

別紙実施要項のとおり

5 問い合わせ先

守山市立図書館

住所：滋賀県守山市吉身二丁目5番9号

電話番号：077-583-1639

ファックス番号：077-583-6949

メールアドレス：toshokan@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

6 その他

- (1) プロポーザルの参加に関する経費は、参加書の負担とする。
- (2) その他詳細は、実施要項・仕様書のとおり
- (3) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。